

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀二丁目6番33号
株式会社ビーアンドピー
代表取締役社長 和田山 朋 弥

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年1月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年1月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号 大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム
（末尾の会場ご案内函をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第34期（2018年11月1日から2019年10月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎インターネットによる開示について

- ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、これらの事項は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した計算書類に含まれております。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ・本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。（当社ウェブサイト <https://www.bandp.co.jp/>）

(提供書面)

事業報告

(2018年11月1日から
2019年10月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景として緩やかな景気回復の兆しはあるものの、米中貿易摩擦、英国EU離脱問題等海外の政治経済情勢の影響や消費税増税に伴う国内消費の落ち込みへの懸念もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社はお客様からの信頼をより高めるべく、引き続き営業体制・制作体制の両方の強化を図ってまいりました。当事業年度においては、2018年12月に主に広幅印刷物を扱う江東事業所をニコール事業部（横浜市神奈川区）に統合し、当統合に併せて広幅インクジェットプリンターを最新型に更新し、広幅印刷の機能を強化いたしました。また、2018年11月に池袋営業所、2019年4月に福岡営業所を開設し、未開拓営業エリアにおいて地域に密着した営業・サポート体制を構築し、確実に迅速な対応・サービス提供を開始いたしました。

しかしながら、当社の主力事業である販売促進用広告制作に関し、第4四半期において当社顧客である広告代理店等から、特に家電関係の販売促進用広告物の受注が落ち込んだため、当社のもう一つの事業である生活資材分野での売上を伸ばしたものの、売上高は3,011,486千円（前期参考金額比0.9%増加）と微増にとどまりました。

また、営業を中心に人員強化を行ったことによる人件費の増加、設備更新による減価償却費の増加、2019年7月の東証マザーズ市場への上場に伴う支払報酬等の発生、並びに、外形標準課税の新たな適用に伴う租税公課の増加があったため製造原価と販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は426,649千円（前期参考金額比29.5%減少）、経常利益は426,218千円（前期参考金額比29.3%減少）となりました。そして、機械及び装置の売却による固定資産売却益12,999千円を特別利益に計上したことにより、当期純利益は311,120千円（前期参考金額比29.5%減少）となりました。

なお、経営成績の前期比較については、比較可能性を確保する観点から、2017年10月21日から2018年10月20日までの連結損益計算書の金額を参考金額として比較を行っております。これは、前事業年度の単体損益計算書には、2017年10月期において連結子会社であった株式会社ニコールを2018年7月21日付で吸収合併したため、吸収合併実施前（2017年10月21日から2018年7月20日まで）の株式会社ニコールの損益が含まれておらず、また、前事業年度は決算日変更による変則決算を行っているため、前事業年度の会計期間は2017年10月21日から2018年10月31日までとなっているためです。

(%表示は対前期参考金額増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2019年10月期実績	3,011	0.9	426	△29.5	426	△29.3	311	△29.5
2018年10月期参考	2,985	-	605	-	602	-	441	-

(注) 2018年10月期参考は、2017年10月21日から2018年10月20日までの連結損益計算書の金額であります。

当社はインクジェット出力事業の単一セグメントであります。したがって、セグメント別の業績の記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきまして主要なものは、ワイドフォーマットスタジオ開設に伴う設備工事7,000千円及びコストダウン・生産性・品質向上を目的としたインクジェットプリンターの更新等の72,716千円であり、いずれも自己資金で対応いたしました。生産能力に重要な影響を及ぼすような設備の売却・撤去はありません。

なお、当社はインクジェット出力事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

③ 資金調達の状況

2019年7月23日を払込期日とする公募増資により、552,000千円の資金調達を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2016年10月期)	第 32 期 (2017年10月期)	第 33 期 (2018年10月期)	第 34 期 (当事業年度) (2019年10月期)
売 上 高(千円)	1,826,457	1,945,191	2,407,247	3,011,486
経 常 利 益(千円)	350,658	376,430	553,353	426,218
当 期 純 利 益(千円)	253,728	197,645	543,562	311,120
1 株当たり当期純利益 (円)	126.86	98.82	271.78	149.36
総 資 産(千円)	1,477,966	1,784,135	2,451,557	3,160,344
純 資 産(千円)	1,204,233	1,341,878	1,825,441	2,588,562
1 株当たり純資産額 (円)	602.11	670.93	912.72	1,125.46

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は第34期から会計監査人を設置し、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき監査を受けております。なお、第32期及び第33期につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき監査を受けた数値を記載しております。
3. 当社の決算日について第32期までは10月20日ですが、2018年1月11日開催の第32期定時株主総会決議において定款の一部変更を行い、第33期から10月31日となっております。
4. 当社は、2018年4月20日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行っております。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 親会社の状況

当社の親会社は英知興産株式会社で、同社は当社の株式1,580千株（持株比率68.69%）を保有しております。同社は当社創業家の資産管理会社であり、当社との間に株式保有以外の取引関係はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、我が国経済は緩やかな景気回復が続くことが期待されておりますが、国際的な貿易摩擦の深刻化や、アジアにおける政情・経済不安により、海外リスクが膨らみ依然として先行き不透明な情勢が続くものと予測されます。

当社を取り巻く環境は、引き続き、他社との受注獲得競争が続き、それに伴う価格競争の激化などの影響を受け、経営環境は厳しさを増すものと考えます。こうした課題に向けて、中期経営計画（2020年10月期からの3事業年度）として、従来の広告物制作を行う「基幹収益事業」の成長をさらに加速させ、事業規模をさらに拡大させます。また、従来の広告物制作に加えて、インテリア業界向けの生活産品や、3D制作物と建材製品を主とする工業製品の「成長事業」へ積極的な投資を行います。具体的には、「営業エリアの全国展開」、「Webマーケティング機能の強化」、「生産体制のオートメーション化」、「インテリア業界への進出加速」、「3Dプリント事業の成長加速」、「建材市場への進出」、「仕入統一化による原価低減の促進」、「M&A戦略の推進」を進めてまいります。

「営業エリアの全国展開」としては、福岡営業所（2019年4月開設）、名古屋営業所（2019年11月開設）の本格稼働により、販路を拡大してまいります。

「Webマーケティング機能の強化」としては、専任の担当者を増強しており、SEO等を通じた新規受注の獲得と提案営業によるリピート受注に繋げてまいります。

「生産体制のオートメーション化」としては、「生産自動装置」を導入し生産能力を増強することを目指します。

「インテリア業界への進出加速」としては、お客様に高品質な壁紙製品を1mからの小ロット、短納期で提供いたします。

「3Dプリント事業の成長加速」としては、1個単位の小ロット生産が可能であり、テストマーケティングや少量生産へのニーズに応えます。

「建材市場への進出」としては、インクジェットの新しい成長市場である建材市場に当社のインクジェット技術を展開できるよう、営業活動及び生産設備の導入を進めます。

「仕入統一化による原価低減の促進」としては、各部署間で情報共有を行い、仕入材料の統一化によるボリュームディスカウントやランニングコストの低い設備への移行を進め、原価低減を加速します。

「M&A戦略の推進」としては、インクジェット出力会社、オフセット・シルク印刷会社、3Dプリント関連会社、インターネット関連会社など、コア事業であるインクジェット出力事業の強化を軸に、成長を加速できる企業とのM&Aを行い、当社の経営手法を導入し高収益体制の企業グループの確立を目指します。

(5) **主要な事業内容** (2019年10月31日現在)

事業区分	事業内容
インクジェット出力事業	S P ツール・POPパネル、大判ポスター大量大判印刷、屋外看板用塩ビシート、屋外懸垂幕ビルボード、リポード什器・展示台、昇華転写、インテリア、3Dプリント

(6) **主要な営業所及び工場** (2019年10月31日現在)

名称	所在地
大阪本店	大阪市西区江戸堀2-6-33 江戸堀フコク生命ビル3F
東京本社	東京都港区新橋5-10-5 Daiwa新橋510ビル4F
ニコール事業部	横浜市神奈川区守屋町3-9 4号棟
名古屋営業所	名古屋市中村区名駅5-21-8 船入ビル1F
福岡営業所	福岡市博多区博多駅前4-20-23 セントラルビル215

(注) 名古屋営業所は2019年11月1日より営業を開始しております。

(7) **従業員の状況** (2019年10月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184名(9名)	11名増(2名減)	37.8歳	6.7年

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2019年10月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2019年7月24日付で東証マザーズ市場に上場いたしました。

2. 株式の状況 (2019年10月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,300,000株

(注) 2019年7月23日を払込期日とする公募増資による新株式発行により、発行済株式の総数は300,000株増加しております。

(3) 株主数 1,225名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
英 知 興 産 株 式 会 社	1,580千株	68.69%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	67	2.91
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	61	2.66
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	35	1.52
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK LUXEMBOURG SCA ON BEHALF OF ITS CLIENTS : CLIENT OMNI OM25	25	1.12
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	25	1.11
志 野 文 哉	24	1.04
和 田 山 朋 弥	20	0.86
株 式 会 社 ラ イ ブ ス タ ー 証 券	16	0.69
日 本 ビ ス カ 株 式 会 社	13	0.56

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2019年10月31日現在)

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2018年9月27日	
新 株 予 約 権 の 数		70,000個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	70,000株 1株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり (1株当たり)	1,080円 1,080円)
権 利 行 使 期 間		2021年10月21日から 2028年9月20日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	6,000個 6,000株 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	900個 900株 1名
	監 査 役	—	

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ③ その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

2. 株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たり払込金額（以下「行使価額」という）1,080円に新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年10月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	和田山 英 一	経営全般
代表取締役社長	和田山 朋 弥	経営全般
取締役専務	小林 恒 文	全事業部統括、ニコール事業部責任者
取締役	清水 明	経営管理本部長
取締役	西 端 雄 二	
常勤監査役	峯 垣 真 介	
監 査 役	野 村 祥 子 (戸籍名：鈴木 祥子)	弁護士 堂島法律事務所 パートナー 弁護士 株式会社島精機製作所 社外監査役 株式会社神戸物産 社外取締役 シノプワーズ株式会社 社外監査役
監 査 役	鳥 山 昌 久	公認会計士 公認会計士鳥山事務所 所長 JTB印刷株式会社 社外監査役 株式会社ブレイク・フィールド社 社外監査役 株式会社アクティブアンドカンパニー 社外監査役

- (注) 1. 取締役西端雄二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野村祥子及び鳥山昌久の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役西端雄二氏は、経営者としての豊富な経験を有しております。監査役野村祥子氏は弁護士として法務に関する相当程度の知見を、また、監査役鳥山昌久氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役西端雄二氏、監査役野村祥子及び監査役鳥山昌久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 代表取締役会長和田山英一氏は2019年11月1日付で取締役会長に異動しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	91,780千円 (2,700千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8,280千円 (3,600千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (3名)	100,060千円 (6,300千円)

- (注) 1. 2016年8月29日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額2億円以内、監査役の報酬限度額は年額5千万円以内と決議いただいております。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与6,100千円（取締役5名5,800千円（うち社外取締役1名300千円）、監査役1名300千円（社外監査役への支給はなし。））が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役野村祥子氏は、堂島法律事務所のパートナー弁護士、株式会社神戸物産の社外取締役、株式会社島精機製作所及びシノブフーズ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役鳥山昌久氏は、公認会計士鳥山事務所の所長、JTB印刷株式会社及び株式会社ブレイク・フィールド社並びに株式会社アクティブアンドカンパニーの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 西 端 雄 二	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 野 村 祥 子	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 鳥 山 昌 久	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、PwC京都監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として2016年8月29日開催の取締役会にて、「内部統制システムの基本方針」を定める決議を行っており（2018年7月改定）、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 取締役及び従業員がとるべき行動の規範を示した「年度経営計画書」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
- ロ 取締役会は、取締役及び従業員が法令・定款等の遵守する体制を整備・運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。
- ハ 取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定する。
- ニ 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。
- ホ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ロ 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長の下、社長室が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各担当部署が行うこととする。
- ロ 各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ロ 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ハ 取締役会は、中期目標・経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
- イ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき従業員を指名することができる。
 - ロ 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑥ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 当社の取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
 - ロ 当社の取締役は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。
 - ハ 当社の取締役及び従業員は、重要な法令や定款に違反する事実、重要な会計方針、会計基準及びその変更、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
 - ニ 当社の取締役は、上記ロ又はハの報告をしたことを理由として取締役又は従業員を不利に取り扱ってはならない。
 - ホ 監査役の職務の執行において生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、当社の取締役は、同条の請求に係る手続きを定める。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 代表取締役社長は監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - ロ 内部監査室は会計監査人及び監査役と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、監査役は、必要に応じて会計監査人及び内部監査室に報告を求める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

取締役会規程を制定し、取締役が法令並びに定款に従って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を18回開催し、取締役及び監査役全員参加のもと、各議案について活発な意見交換の上で、審議、意思決定、業務執行状況の監督がなされております。

②監査役の監査

監査役会規程を制定し、監査役の監査の実効性が確保されるよう徹底しております。当事業年度において監査役会を15回開催し、監査役全員参加のもと、監査計画、監査実施状況、監査結果について活発な議論をしております。また、監査役は取締役会その他の重要な会議に出席して意見を述べるほか、各種書類の閲覧や役職員への質問を通じて業務執行の状況を監査しております。さらに、会計監査人、内部監査担当者との意見交換を行い、緊密に連携して監査を実施しております。

③リスク管理

リスク管理規程、コンプライアンス規程を制定し、役職員がリスクを把握・管理し、コンプライアンス違反を抑止するよう徹底しております。また、社長室が従業員向けのコンプライアンス研修を年2回実施し、社内での啓蒙に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、株主の皆様に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、将来的な中間配当の実施に備え、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第34期の配当につきましては、1株当たり50円の配当を予定しております。今後につきましても安定した配当を旨とし、内部留保の確保に留意してまいりたいと考えております。内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資等の資金として充当することとしております。

貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,875,329	流 動 負 債	429,352
現金及び預金	2,154,550	買掛金	182,567
受取手形	59,312	未払金	9,119
電子記録債権	111,515	未払費用	41,432
売掛金	514,071	未払法人税等	50,155
仕掛品	5,631	未払消費税等	118,776
原材料	8,216	預り金	15,554
貯蔵品	546	リース債務	11,746
前払費用	20,937	固 定 負 債	142,428
その他	546	役員退職慰労引当金	121,060
固 定 資 産	285,015	資産除去債務	7,676
有 形 固 定 資 産	(103,037)	リース債務	13,692
建物	25,715	負 債 合 計	571,781
機械及び装置	428,708	純 資 産 の 部	
車両運搬具	632	株 主 資 本	2,588,562
工具、器具及び備品	7,369	資 本 金	286,000
リース資産	76,342	資 本 剰 余 金	276,000
その他	1,575	資 本 準 備 金	276,000
減価償却累計額	△437,306	利 益 剰 余 金	2,026,562
無 形 固 定 資 産	(59,774)	利 益 準 備 金	2,500
ソフトウェア	4,532	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,024,062
のれん	34,251	別 途 積 立 金	840,000
顧客関連資産	20,990	繰 越 利 益 剰 余 金	1,184,062
投 資 そ の 他 の 資 産	(122,202)	純 資 産 合 計	2,588,562
出資金	60	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,160,344
敷金	66,977		
長期前払費用	5,211		
繰延税金資産	49,954		
資 産 合 計	3,160,344		

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年11月1日から
2019年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		3,011,486
売 上 原 価		1,772,330
売 上 総 利 益		1,239,156
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		812,507
営 業 利 益		426,649
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
物 品 受 贈 益	101	
消 費 税 等 差 額	514	
雑 収 入	182	798
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,227	
雑 損 失	1	1,229
経 常 利 益		426,218
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	12,999	12,999
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	14	14
税 引 前 当 期 純 利 益		439,203
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		99,372
法 人 税 等 調 整 額		28,710
当 期 純 利 益		311,120

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年12月16日

株式会社ビーアンドピー
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

指定社員 公認会計士 若山 聡満 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 浦上 卓也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーアンドピーの2018年11月1日から2019年10月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年11月1日から2019年10月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月20日

株式会社ビーアンドピー監査役会

常勤監査役 峯 垣 真 介 ㊟

社外監査役 野 村 祥 子 ㊟

社外監査役 鳥 山 昌 久 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第34期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は115,000,000円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年1月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

当社経営体制を強化し、より一層の事業拡大・加速を企図して、取締役1名の増員をお願いするものであります。

なお、増員により選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
伊藤寛治 (1949年8月12日)	1974年4月 飛鳥建設株式会社 入社 2007年6月 同社 取締役兼執行役員 経営管理本部長 2011年4月 同社 代表取締役兼上席執行役員専務 経営管理本部長 2011年5月 同社 代表取締役社長兼上席執行役員社長 2017年6月 同社 代表取締役会長 2019年6月 同社 特別顧問 (現任)	－ 株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊藤寛治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 伊藤寛治氏を社外取締役候補者とした理由は、大手建設会社の代表取締役として企業経営・企業統治の豊富な経験と実績を有しており、当社の経営に関する有用な助言・提案を頂くとともに、経営監督機能の一層の強化ができると判断したためであります。
4. 伊藤寛治氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する額といたします。
5. 伊藤寛治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区北浜一丁目8番16号
大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム



交通

- 地下鉄堺筋線北浜駅下車 1B出口（地下道直結）
- 京阪本線北浜駅下車 27号出口（地下道直結）
- 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約7分
27号出口（地下道直結）
- 京阪中之島線なにわ橋駅（4番出口）徒歩約4分

お願い

当社専用の駐車場はございませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。